

第 8 回  
建築行政共用データベースシステム  
連絡協議会総会 資料

1 日 時 平成 22 年 11 月 12 日 ( 金 ) 10:30 ~ 12:00

2 場 所 朱鷺メッセ 2 F スノーホール

3 次 第

( 1 ) 開 会

( 2 ) 国土交通省挨拶

( 3 ) 付議事項

第 1 号議案 連絡協議会会則改正の件

第 2 号議案 連絡協議会役員を選任の件

( 4 ) 会長挨拶

( 5 ) 報告事項

共用データベース 機能概要等について

台帳システムの障害と今後の対応について

( 6 ) その他

4 配付資料

議事次第

【資料 1】 前回 ( 第 7 回 ) 総会議事録 ( 案 ) ( 平成 21 年 11 月 13 日開催 )

【資料 2】 第 1 号議案 連絡協議会会則改正の件

【資料 3】 第 2 号議案 連絡協議会役員選任の件

【資料 4】 掲示板システムの機能構成イメージ

【資料 5】 バグ等による障害履歴とその対応状況

【資料 6】 機能改善要望事項とその対応状況 ( 台帳システム )

参考資料 ( 別冊 )

共用データベース 機能概要と運営体制

## 建築行政共用データベースシステム連絡協議会第7回総会 議事録(案)

1. 開催日時 平成 21 年 11 月 13 日(金)午前 10 時 30 分から午後 12 時まで
2. 開催場所 岡山コンベンションセンター3階コンベンションホール
3. 配布資料  
議事次第  
【資料 1】 前回(第 6 回)総会議事録(案)(平成 21 年 4 月 27 日開催)  
【資料 2】 各サブシステムの検討状況等について  
【資料 3】 建築行政共用データベースシステム愛称決定  
【資料 4】 台帳・帳簿登録閲覧システムについて  
【資料 5】 平成 22 年度以降の協議会運営について(案)  
【参考 5 - 1】 連絡協議会役員一覧  
【参考 5 - 2】 連絡協議会入会状況  
【参考 5 - 3】 連絡協議会会則  
【別添資料】 利用料の検討状況について  
(別添) 建築行政共用データベースシステムの概要(パンフレット)  
道路情報登録閲覧システム(パンフレット)  
ICBA 情報会員制度(パンフレット)  
Webinar(パンフレット)
4. 出席者  
国土交通省住宅局、連絡協議会会員
5. 次 第  
(1)開会  
事務局 椋 周二(財団法人建築行政情報センター専務理事)から、会員数 4 1 2、定足数 2 0 6、に対し、出席者数 1 3 5、及び委任状 1 4 5、計 2 8 0 により、総会が成立していることを確認し、開会が宣言された。  
  
(2)会長挨拶  
東京都都市整備局 瀧本 市街地建築部長から挨拶があった。  
瀧本会長からのご挨拶  
建築行政共用データベースシステム連絡協議会総会も設立から 2 年半が過ぎ、データベースの開発も残すところあと半年となっている。その間、会員の皆様からご意見をいただきながらシステム開発を進めてきた。その結果、今月から全てのシステムが稼働した。本日は、台帳・帳簿登録閲覧システムのデモをご覧いただき、また来年度以降の本協議会の運営についてご説明させていただきたい。

### (3) 国土交通省挨拶

国土交通省住宅局 深井専門官から挨拶があった。

深井 専門官からのご挨拶

本日は、ご多忙の中お集まりいただき、また開催協力をいただいた岡山県様、岡山市様へ御礼申し上げます。

最近の建築行政の動向は、11月27日に改正建築士法に基づく、構造/設備設計一級建築士の設計監理について全面施行となり、更に10月1日から住宅瑕疵担保履行法についても施行され、平成17年11月の耐震偽装事件に端を発した改正建築基準法、改正建築士法等について、ほぼ全ての部分が施行された。しかしながら、先般、国土交通大臣から建築基準法の手続きのあり方について、確認期間の短縮、申請書類の簡素化、手続きの簡略化に合わせた違反物件の厳罰化について、更なる改善の指示を受け、今後、検討していく次第である。

建築行政共用データベースシステムは、昨今の建築行政でも大きな課題となっている既存建築物対策、既存建築物の情報を如何に保存、管理し利用可能とするかという観点から、共用のデータベースを構築すべく始まっている。台帳整備を依頼している耐震、アスベストも含め、既存建築物対策を進めていき、整備されたデータベースを作ることは、今後の建築行政にとって必須である。

まだシステムの導入について検討段階である機関には、可能な限り早くから、来年春からの利用に向けて、予算措置等の必要な準備を進めていただきたい。特に、都道府県には、管下の指定機関、行政庁にご指導いただき、末端の現場の方まで情報がきちんと伝わるようご配慮いただきたい。システム自体については、従来のシステムから相当程度改善されており、他法令関係のチェックも可能となる。実務的にも効率化の面で有効なシステムであると考えており、今後の開発状況の説明をお聞きいただき、導入の準備を進めていただけるようお願いし、挨拶に代えさせていただく。

### (4) 議事

議事 各サブシステムの検討状況等について、議事 台帳・帳簿登録閲覧システムについて

事務局 久保（財団法人建築行政情報センター企画部企画課長）より、資料2（P7～P17）に基づき、各サブシステムの検討状況等について及び、資料3（P19）建築行政共用DBシステム愛称決定についてご案内し、資料4（P21～P34）台帳・帳簿登録閲覧システムについて説明が行われた。

議事 平成22年度以降の協議会運営について（案） 議事 利用料の検討状況について  
事務局 伊藤（財団法人建築行政情報センター企画部長）より、資料5（P35～P42）に基づき、平成22年度以降の連絡協議会運営について及び、別添資料に基づき、利用料の検討状況についての説明が行われた。

### (5) 質疑応答

質疑応答およびシステムへの要望は以下の通り。

【質問：利用料の見直しについて】（熊本県）

利用料改定について、3年間利用料の施策が講じられていたが、ほくと未導入庁の台帳

システムの半額の施策は実施されるか。

【回答】(事務局)

施策の半額は、従来通り実施する。また、料金改定による再見積りも順次、提出させていただきたい。

【質問：共用 DB の利用について】(建築検査機構(株)様)

今後の建築物情報の管理等を考えると、共用 DB を導入しなければいけないと思うが、予算の都合がある。特定行政庁が全て入れていただけると指定機関としては導入しやすい。その点を、将来に向けて何らかの法定化ができないか。

【回答】(国土交通省 深井専門官)

国土交通省としては、指定機関の要件強化、立入検査等の実施を行い、指定機関の適正化を図る一方、世論からは手続きの効率化を要請されている。他方、再び大きな事件、事故があったときの危機管理という要件で、共用のデータベースシステムが必要不可欠だと考えている。その意味で、最終的には全ての機関、全ての行政庁に利用していただきたいと思っている。ただし、制度的にそういう手当ができるのかどうか、今後、検討課題として実施していきたい。また、皆様にも是非ご協力していただきたい。

【要望：共用 DB の利用について】(品川区)

確認支援システム V7 ほくとを導入しており、共用 DB システムへ移行しようと考えている。行政庁としては、システムの導入について、費用対効果を求められる。現在、民間機関に建築確認が 7 割流れている以上、民間機関へも導入の義務化を実施してほしい。

【回答】(事務局)

今後の検討課題とさせていただきます。

【質問：導入に向けた個人情報保護について】(松江市)

共用 DB システムの導入を検討している中で、個人情報関連で協議しているが、来年度導入を予定している機関の割合、台帳システムによって総合管理センター利用(庁外にデータを登録すること)を決定している行政庁の割合、総合管理センター利用決定した際に、個人情報保護の観点から庁外にデータを登録すること、建築士のデータを本人以外から照会することについて、個人情報保護の兼ね合いからご存じのことがあれば教えていただきたい。

【回答】(事務局)

来年度導入を予定している機関の割合は、ICBA では把握していない。ただし、JCBA のシステム連絡協議会、および国土交通省からアンケートが実施されている。

【回答】(国土交通省 深井専門官)

手元に詳細な数字はないが、1,2 ヶ月前に、国土交通省から都道府県を通して利用予定状況のアンケートを実施した。

通知・配信システムについては、都道府県で、平成 22 年度から利用開始予定または予算要求準備中が 31、ほくととの契約満了後に利用開始予定が 10 程、残りの 6 つ程が検討中で、国土交通省から利用について再検討をお願いしている。

台帳システムについて、予算措置をして財政当局と調整中が 26、ほくとの契約満了後に利用開始予定が 11 程、その他 10 程は検討中で、引き続き再検討をお願いしている。

先ほど事務局から、ほくとの契約満了前は、台帳システム以外のサブシステムについては無償で利用できること案内があった。そのため、通知・配信システムについては、平成 22 年度から利用開始予定の行政庁 31 に加え、ほくとの契約満了前の行政庁 10 程も利用開始可能となる。更に残り 6 についても、国土交通省から再検討と早期の導入をお願いしていく次第である。

【回答】(事務局)

2 点目の個人情報保護の関係は、個人情報保護条例がそれぞれ行政庁によって異なるため、条例に応じた様々な対応になっている。台帳システムの仕組みとしては、台帳、主に概要書に記載されている情報をシステムに登録し、その一部を該当の都道府県及び国が検索する。この場合、利用する機関が限られ、また閲覧に供している内容に限定されている情報のやり取りとなる。その仕組みをご理解の上、条例に応じて協議されたい。

【質問：システムの今後の拡張について】(アウェイ建築評価ネット(株) 吉川様)

通知・報告配信システムは、将来的に消防庁関連は対応する予定はあるか。

【回答】(事務局)

通知・報告配信システムでは、今のところ対応する予定はない。

#### (6) 事務局挨拶

財団法人建築行政情報センター 松野 仁 理事長から挨拶があった。

松野 理事長からの挨拶

本日は、有意義な議論ありがとうございました。私どもは、来年春の本稼働へ向けて、また、法改正等の動きへの対応も合わせ、努力をしている。今後も国土交通省、建築行政の現場の皆様との緊密な連携を図り、臨機応変なシステム改善を推し進めてまいりたい。

現在、私どもは導入促進に力を注いでおり、その中で既にあるストック情報をどのようにシステムへ投入すべきかのご相談を多くいただいている。これらは、システムの重要な意義でもあり、今後、緊急雇用対策、アスベスト台帳補助等の事業を活用して、ストック情報の電子化をバックアップし、建築行政共用データベースシステムへ簡単にデータ投入が可能となる仕組み作りに取り組んで参りたい。また、システムの利便性、利用方法に関する研修の開催、利用料金の低減を推し進めていく所存である。今後、乗り越えなければならない課題が多々あることは認識しているが、皆様のご要望に的確に対応して参りますことをお約束し、私どもの挨拶とかえさせていただきたい。

#### (7) 閉会

以上

第 1 号議案

連絡協議会会則改正の件

# 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則（案）

## 第 1 章 総 則

### （名 称）

第 1 条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

### （目 的）

第 2 条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用DBの運営主体である財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用DBの永続的な改善と普及に資することを目的とする。

### （活 動）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 共用DBに関する情報提供
- 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

### （会員の資格）

第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 都道府県
- 三 建築主事を置く市町村及び特別区
- 四 指定確認検査機関
- 五 建築士法関係機関
- 六 その他、本会が必要と認める者

### （会員の権利）

第 5 条 会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 会員は、役員を選任権並びに総会の議決権を 1 団体につき 1 有する。  
なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
- 二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。

## 第 2 章 役 員

### （役員の種類及び選任）

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
  - 二 副会長 1 名
  - 三 理事 10 名以上 20 名以下
- 2 理事は、総会において選任する。
  - 3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

( 役員 の 職務 )

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

( 役員 の 任期 )

第 8 条 役員 の 任期 は 2 年 と し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため就任した役員 の 任期 は、在任者の残任期間と同一とする。

3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

### 第 3 章 会 議

( 会 議 )

第 9 条 会議は、総会及び理事会とする。

( 総 会 )

第 10 条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

一 共用 D B 運用の基本的事項に関する提案

二 会則の改正

三 その他本会の運営に関すること

( 理事会 )

第 11 条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

一 総会に付議すべき事項

二 総会で決定した事項の執行に関すること

三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

3 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

( 会議 の 招集、開催 )

第 12 条 会議は、会長が招集する。

2 総会は、原則として毎年度 2 回開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

( 議 長 )

第 13 条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

( 定足数 )

第 14 条 会議は、総会にあつては会員、理事会にあつては役員 の 2 分 の 1 以上の出席がなければ、開催することができない。

( 議 決 )

第 15 条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

( 代理表決等 )

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会  
員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前  
2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

#### 第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、財団法人建築行政情報センターに事  
務局を置く。

2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

#### 第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定  
める。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

(附 則)

第 1 条 平成 22 年度に限り、会則第 8 条第 1 項の規定による役員の任期は、  
1 年とする。

第 2 条 この会則は、平成 22 年 1 月 12 日から施行する。

第2号議案

連絡協議会役員選任の件

(案)

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

役員一覧

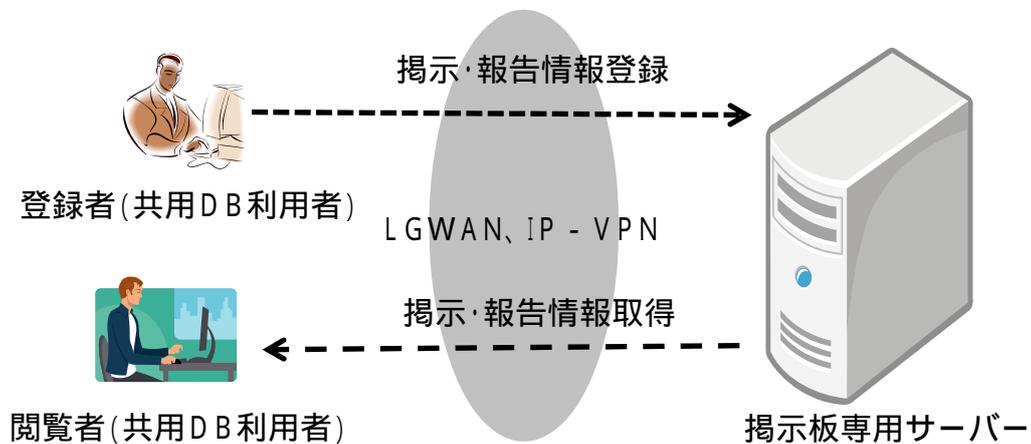
会長	東京都都市整備局市街地建築部長	中島 俊明
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	佐野 裕俊
理事	北海道建設部住宅局建築指導課長	須田 敏則
	宮城県土木部建築宅地課長	千葉 琢夫
	神奈川県県土整備局建築住宅部長	節 健夫
	静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長	石井 高
	愛知県建設部建築指導監	星野 広美
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	田村 俊郎
	広島県都市局建築課長	河原 直己
	山口県土木建築部建築指導課長	清水 正則
	福岡県建築都市部建築指導課長	乗松昭一郎
	横浜市建築局指導部建築企画課長	脇出 一郎
	大阪市計画調整局建築指導部建築確認担当課長	寺尾 厚子
	和歌山市まちづくり局都市計画部建築指導課長	神野 誠
	北九州市建築都市局指導部建築審査課長	堀 宏二
	(財)日本建築センター理事長	立石 真
	(財)日本建築総合試験所副理事長	松原 徹雄
	日本E R I(株)代表取締役会長	鈴木 崇英
	ビューローベリタスジャパン(株)建築認証事業本部品質管理部長	関田 保行

## 建築行政共用データベースシステム 掲示板システムの機能構成イメージ

掲示板システムとは

共用DB利用者（国、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関等）が掲示・報告情報（建築士等の処分情報、統計情報等）を登録し、共用DB利用者相互に情報共有するシステム。

現在国土交通省にて、都道府県等、建築士行政担当機関による運用方法を検討中。



想定される掲示・報告情報

- ・ 建築士等の処分情報
- ・ 統計情報（建築基準法施行状況、着工統計等の実施結果）
- ・ 組織情報（特定行政庁・指定確認検査機関の一覧等）
- ・ 会議開催情報
- ・ 指定確認検査機関の基礎情報
- ・ 緊急調査の実施結果 他

## バグ等による障害履歴とその対応状況

平成22年11月12日

No.	発生日	対応完了日	システム名称	障害内容	原因と対応
1	04/01	04/15	台帳・帳簿	操作中に突然接続が切れてしまう。	サーバの監視ソフトウェアの設定ミスにより、負荷が高くなったときに自動的に待機中のサーバに切り替わる設定となっていたことにより、現象が発生していた。ハードウェア障害時にのみサーバの切り替えを行うように設定変更。
2	04/01	05/11	台帳・帳簿	基本統計を実行しても結果が得られない。	項番3と同原因により、統計処理プログラムに不具合があった。プログラムの改修を行った。
3	04/01	05/12	台帳・帳簿	検索実行時、無応答となってしまう。	検索に関するプログラムに不備があり、対象外のDBまで検索対象としていた。プログラムの改修を行った。
4	04/01	05/26	台帳・帳簿	基本統計の結果に誤りがある。	基本統計処理プログラムの不具合。プログラムの改修を行った。
5	04/01	05/31	台帳・帳簿	誤操作または障害発生時、全て同一のメッセージ「システム例外」が表示され、ユーザーが原因を特定できない。	プログラム上、内部的な異常を全て「システム例外」と表示するようになっていた。プログラム改修により、適正に表示されるようにした。
6	04/01	06/11	台帳・帳簿	データ移行障害（茨城県、岡山県）	データ移行ツールの不具合により、中間ファイル作成時に抜けが発生していた。データ移行ツールの修正を行うと共に、抜けた情報については追加投入を行った。
7	05/18	05/20	建築士	講習会データ取込み時に「システム内部エラー」が発生した。	データ取込み機能の改善により、プログラムの一部に不具合が入ってしまった。プログラムの改修を行った。
8	06/27	06/28	全	全システムにログインできず、利用できなくなった。	ネットワーク関連機器のセキュリティアップデート時に、認証サーバとDB間の通信に異常を来たしたため、全システムが利用できなくなってしまった。原因を特定し、関連する全機器の電源を切断後、一定時間を置いて、電源の再投入を行うと共に、設定情報の修正を行った。
9	07/28	09/21	台帳・帳簿	基本統計の確認集計結果に誤りがある。	基本統計プログラムの不具合に原因があった。プログラムの改修を行った。
10	08/17	08/17	台帳・帳簿	システムにログインできなくなった。	APサーバとDBサーバ間のセッションが多数残ってしまい、DBへ接続できなくなってしまった。APサーバとDBサーバの再起動を行うことにより復旧した。
11	08/25	08/25	台帳・帳簿	約1時間単位で、接続が切れてしまう症状が繰り返し発生した。	DBサーバのワーク領域が不足したことにより、DBサーバが自動的に再起動してしまった。ワーク領域のクリーニングを行い復旧した。
12	09/13	09/13	台帳・帳簿	操作中に無応答となってしまう。	9月10日の夜間に実施したバージョンアップ（ユーザー要望の強かった不具合対応）した版に不具合があった。一旦、システムを直前のバージョンに戻すことにより対応した。
13	09/21	09/21	台帳・帳簿	同上	9月17日の夜間に実施した9月13日版の不具合改修版に不具合があったため、一旦、システムを直前のバージョンに戻すことにより対応した。
14	10/08	11/05	台帳・帳簿	同上	9月21日版の不具合及び新規機能（進達機能追加及びデータ抽出機能の強化）を追加した版にバージョンアップしたが、潜在的な不具合が顕在化したことが原因。11月5日夜間に対応版をリリースした。
15	10/19	11/05	台帳・帳簿	同上	各種不具合の対応を進める中で、顕在化してきた現象で、処分等概要書作成プログラムの不具合。11月5日夜間に対応版をリリースした。
16	10/29	未 (改修中)	台帳・帳簿	同上	各種不具合の対応を進める中で、顕在化してきた現象で、一括印刷プログラムの不具合。原因は特定できており、11月5日現在、改修中。
17	11/02	未 (調査中)	台帳・帳簿	同上	各種不具合の対応を進める中で、顕在化してきた現象で、申請書詳細表示プログラムの不具合。11月5日現在、原因特定中。

## 機能改善要望事項とその対応状況（台帳システム）

平成22年11月12日

No.	分類	項目	概要	対応予定時期
1	改修済	様式	構造一級・設備一級に対応した様式にして欲しい	済
2		報告元の選択	通知・報告配信システムからの報告元を複数選択できるようにして欲しい	済
3		定期報告へのコピー	確認から定期報告に項目をコピーできるようにして欲しい	済
4		審査中物件の削除	審査中物件の削除ができるようにして欲しい	済
5		消防同意日の追加	同意日の入力ができるようにして欲しい	済
6		処分等の概要書	処分等の概要書の出力ができるようにして欲しい	済
7		データ抽出	データ抽出を多様なパターンで可能となるよう改善して欲しい	済
8		報告の受付番号	報告の受付番号を自機関と同じ又は自機関と別に付与できるようにして欲しい	済
9		配信システム利用	独自台帳・帳簿の機関が簡単に通知・報告配信システムが利用できるようにして欲しい	済
10	改修中	コピー機能不十分	概要入力から各詳細画面へのコピー。用紙報告の概要から各詳細画面へのコピーができることが必須。なお、予め入力した部分はコピーしないこと	2010年11月末 （検証中）
11		完了検査実施者	完了検査の実施者に、ログインした者以外の名前を入力できるようにすること	2010年11月末 （検証中）
12		日付	民間機関の引き受け通知書について受理日にはシステム日付が自動的に入ってしまい修正できない。入力できるか修正できるかその両方が必須	2010年11月末 （検証中）
13		表示順	確認申請経過管理画面の審査経過において、表示順は日付内容の優先順でソートされているようだが、同日に処理するものの表示順を適切な形にできないか。例：「決済」「申請者から補正追加図書を受領」「保健所(浄化槽)通知を送付」を同日に行くと、「決済」が一番上に来ってしまう。実際の手続きと順番が逆になり違和感がある	2010年11月末 （検証中）
14		Enterキー	Enterキーで自動登録されてしまう。登録するときは確認メッセージを出してほしい	2010年11月末 （検証中）
15		登録しないで移動	内容登録を行わないと移動できないので不便である。一～五面を前後入力するため不便である	2010年11月末 （検証中）
16		検索項目不足	期間設定ができない。表示項目も（台帳管理では）建築主、受付番号が必要不可欠	2011年1月中 （改修中）
17		決裁済の修正・削除	台帳管理に存在する決裁済データ及び報告済データについて、現在は修正も削除もできないが、それらを可とする（管理者権限で）	2011年1月中 （改修中）
18		検査済証	検査済証等を発行し、データが経過管理から台帳管理に移動すると、検査済証の検査日の入力ができなくなってしまう（誤って忘れる事が多い）	2011年1月中 （改修中）
19		用紙報告 1	用紙報告の確認審査報告書等で、概要入力したものが詳細に反映されず、かつ詳細入力を後でやろうとしたときに、探せなくなってしまう	2011年1月中 （改修中）
20	用紙報告 2	確認審査報告書の確認済証番号、交付年月日を入力し忘れて登録し、後から修正しても、処分等の概要書に反映されない	2011年1月中 （改修中）	

No.	分類	項目	概要	対応予定時期
21		日付表示	確認済証等の出力が平成01年02月03日となる。01は元年とし、02月03日は2月3日とすること	2011年1月中 (改修中)
22		一面メモ欄	一面にメモ欄がないため、審査側だけの覚え書きが書き込めずに困っている	2011年1月中 (改修中)
23		新築	申請書第三面 工事種別欄 新築だけプルダウンメニューで選択、その他をチェックボックスにされている。統一すべきではないか	2011年1月中 (改修中)
24	(他の改修の緊要度や費用を勘案して)今後改修予定	デフォルト設定	天空率は「なし」、防火地域は「指定無し」、仕分け入力画面の物件情報で概要書閲覧物件欄は「チェックあり」をデフォルト設定すること	今後検討
25		小荷物専用昇降機	完了検査申請情報入力画面で、「小荷物専用昇降機」の完了検査、中間検査手数料が反映されない(確認申請はできる)	今後検討
26		手数料欄	報告時に手数料欄はグレー・アウトしてほしい(誤って入力してしまうと困る)	今後検討
27		工事完了届	その他申請 工事完了届けは、建築確認申請(用途変更)に対する手続きであるので確認・検査の区分とするべき	今後検討
28		概要書出力	概要書の閲覧機能があるが、システムの深い場所まで行かないと使用ができず、参照方法も複雑で、利用者にその都度説明しないといけない	今後検討
29		主要用途区分	選択する用途の左に区分番号のフォームを追加。表示が一部切れている	今後検討
30		自動計算	延べ面積、建築面積、容積率、建ぺい率などを自動計算してほしい	今後検討
31		入力順	第二面の入力について設計者等の入力において確認申請書の第2面と並びが異なるため入力がしにくい(確認申請書の第2面は郵便番号 所在地 電話番号の順番で記載されているが、システムでは電話番号 郵便番号 所在地になっているため)入力順番を建築計画概要書の順番で入力したほうがよいのではないか	今後検討
32		仮使用承認通知書発行	仮使用承認通知書発行時に、発番がされない。また、名称が入力できない	今後検討
33		地名地番コード	「ほくと」と同様に地名地番コードを入力、データ出力できるようにしてほしい	今後検討
34	建築士システムデータの参照機能	第2面設計者欄について、建築士登録は確認できるのだが、事務所登録が確認できない	今後検討	
35	カレンダー表示	カレンダーでは「月送り」や「月戻し」機能はあるものの、印のためわかりにくい。わかりやすい表示にすることはできないか	今後検討	
36	文書番号	期限通知等を発行する際、数度にわたるケースも考えられるため、文書番号に枝番をつけられるようできないか	今後検討	

※両面印刷用

# 建築行政共用データベースシステム 機能概要と運営体制



第1章 全体概要

第2章 各サブシステムの概要

第3章 新運営体制の概要

平成22年11月

## 主な改訂履歴

Ver	発行日	改訂内容
1.0	22.09.06	初版
1.1	22.09.09	表紙と目次の章立て記載の不整合を訂正（内容変更なし）
1.2	22.09.13	第3章 3. 連絡協議会 新旧役員及びJ C B A役員 対照表 及び 5. 連絡協議会 会則 新旧対照表 表記訂正（内容変更なし）
1.3	22.10.26	第3章 3. 連絡協議会 新旧役員及びJ C B A役員 対照表 及び 4. 連絡協議会加入状況 時点修正
1.4	22.11.01	第3章 4. 連絡協議会加入状況 時点修正

## 目 次

用語・略称.....	4
第1章 全体概要.....	5
1. 建築行政共用データベースシステムとは（大方針）.....	6
2. 全体構成イメージ.....	8
第2章 各サブシステムの概要.....	13
1. 台帳・帳簿登録閲覧システム.....	14
2. 通知・報告配信システム.....	19
3. 建築士・事務所登録閲覧システム.....	21
4. 道路情報登録閲覧システム.....	23
5. 建築基準法令データベース.....	25
研修・検証環境（インターネット）の利用方法.....	28
I C B A ウェビナー（インターネット）の利用方法.....	29
利用料算定方法の概要.....	30
第3章 新運営体制の概要（案）.....	31
1. 新旧運営体制の比較.....	32
2. 運営体制見直しのポイント.....	33
3. 連絡協議会 新旧役員及びJ C B A 役員 対照表.....	34
4. 連絡協議会 加入状況.....	35
5. 連絡協議会 会則 新旧対照表.....	36

## 用語・略称

本文で用いた用語・略称の意味は下記のとおりです。

共用DB	: 建築行政共用データベースシステム
台帳S	: 台帳・帳簿登録閲覧システム
配信S	: 通知・報告配信システム
建築士S	: 建築士・事務所登録閲覧システム
建築士S（登録）	: 建築士・事務所登録閲覧システムの建築士法行政向け機能
建築士S（照会）	: 建築士・事務所登録閲覧システムの建築確認行政向け機能
道路S	: 道路情報登録閲覧システム
道路S（概要書版）	: 道路情報登録閲覧システムの建築計画概要書表示機能
法令DB:	: 建築基準法令データベース
ほくと	: 建築確認支援システム「V7ほくと」を指し、特段の説明がない限り、ほくと以前のシステムである「すばる」、「すばるダッシュ」及び「すばるライト」を含む。
ASP	: 「Application Service Provider」 ソフトウェアをLGWANやIP-VPN、インターネットなどを通じて顧客に提供するサービス形態のこと。ユーザーはWebブラウザなどを通じて、ASPの保有するサーバにインストールされたアプリケーションソフトを利用する。
IDC（総合管理センター）	: 「Internet Data Center」 顧客のサーバを預かり、LGWAN、IP-VPN、インターネットなどへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設。
IP-VPN	: 通信事業者の保有する広域IP通信網を経由して構築される仮想私設通信網(VPN)のこと。通信事業者が独自に構築した閉域IP網を介して構築されたものをいう。
LGWAN	: 地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されている。
インターフェース（IF）規定	: 二つのもの間に立って、情報のやり取りを仲介する規格。システム間でデータをやり取りする手順や形式を定めたものであり、建築行政共用データベースシステムでは、独自システムと通知・報告配信システムとの接続についての規格などを示す。
オンライン結合	: 通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、自治体が保有する個人情報等を当該自治体以外の機関が随時入手可能とすること。
中間ファイル	: 台帳Sにデータを投入するための一定の基準を満たしたファイルまたはそのファイルフォーマット。
庁内サーバ型	: 閉じられた環境（庁内・自社内）にサーバ、クライアントを立ち上げて接続し、ソフトウェアなどを稼動する形態のこと。
独自システム	: 「独自台帳システム」及び「独自帳簿システム」など、各機関で各々利用している台帳システム、帳簿システムをいう。

# 第1章 全体概要

# 1. 建築行政共用データベースシステムとは（大方針）

## （1）目的

構造計算書偽装問題を契機に大きく揺らいでいる住宅・建築物の安全性に対する国民の信頼回復及び建築行政における対応の迅速化を図るため、建築士、建築士事務所等の登録情報及び住宅・建築物のストック情報等に関するデータベースシステムを管理運営するものです。

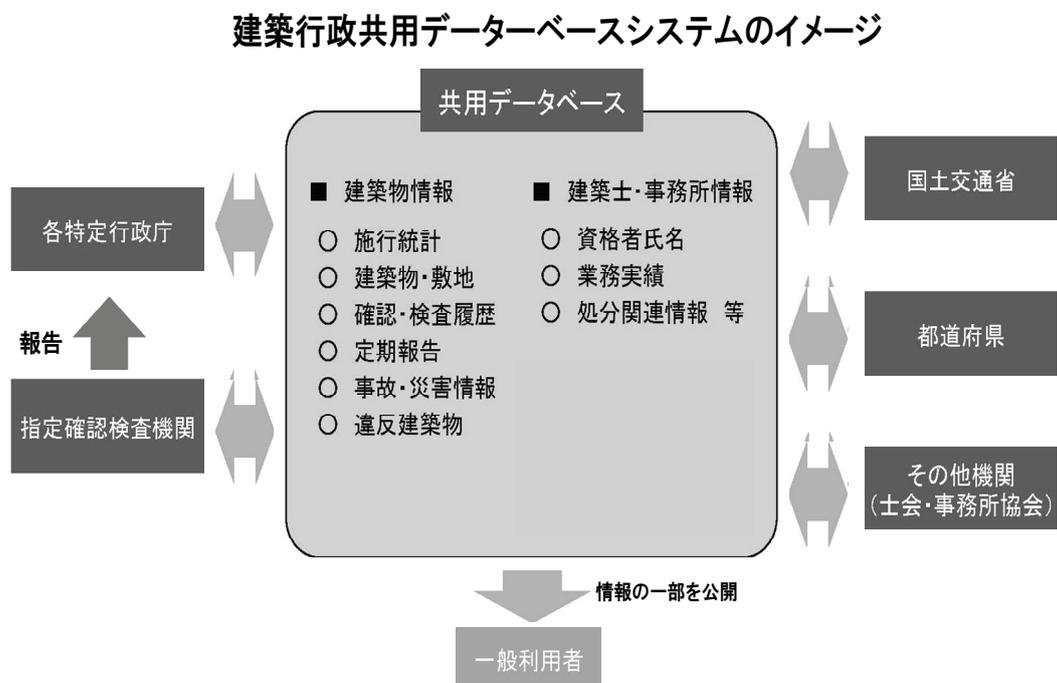
平成19年より3ヵ年をかけ、国庫補助事業<sup>※1</sup>として構築しました。

## （2）効果

「建築行政共用データベースシステム」を構築することにより、次のとおり建築行政の迅速化、的確化を図ることができます。

- ・事件・事故などが発生するたびに職員が膨大な労力を費やして行ってきた建築物に係る調査・集計業務の迅速化が可能となる。
- ・従前、実質的に不可能であった所管行政として行うべき建築基準法や建築士法に基づく資格者、事業者に対する指導・監督等の行政事務が可能となる。等

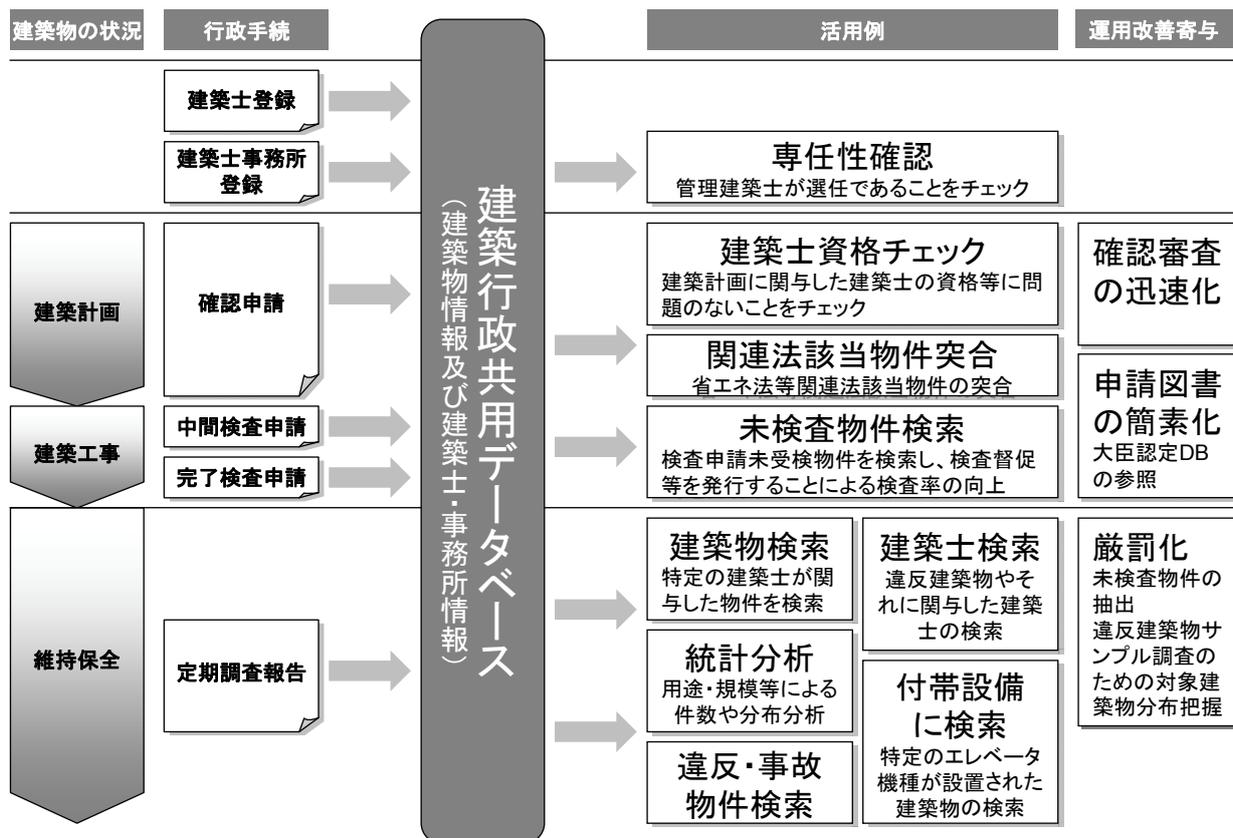
また、建築行政マネジメント計画<sup>※2</sup>に基づく、建築確認・検査等に係るデータベースの整備等の各種施策に活用が可能です。



※1 国庫補助事業：平成19年～21年度住宅市場整備等推進事業、補助率10分の10。

※2 建築行政マネジメント計画：平成22年5月17日国住指第655号「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」による。

建築行政共用データベース 活用イメージ



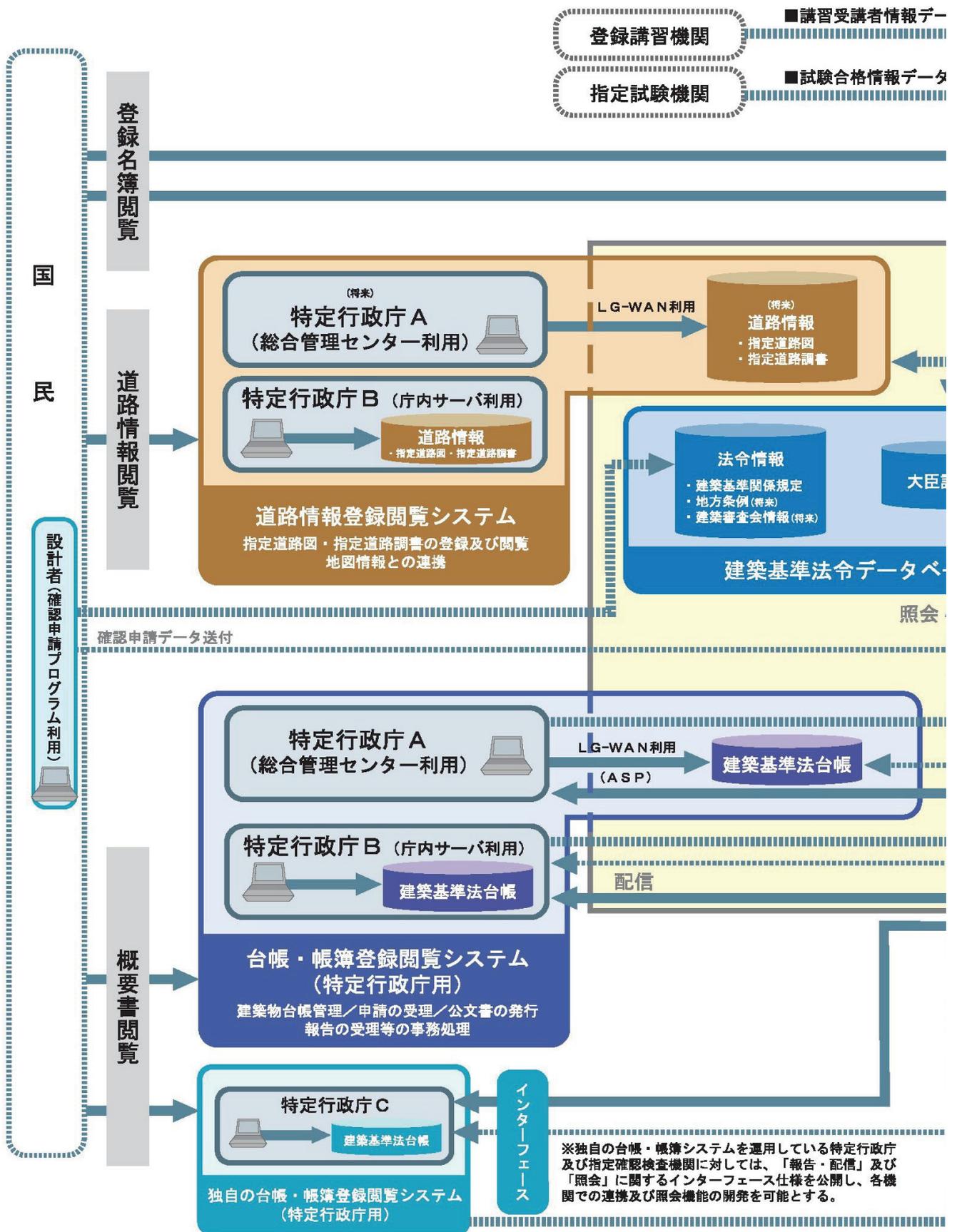
(3) システムの構成

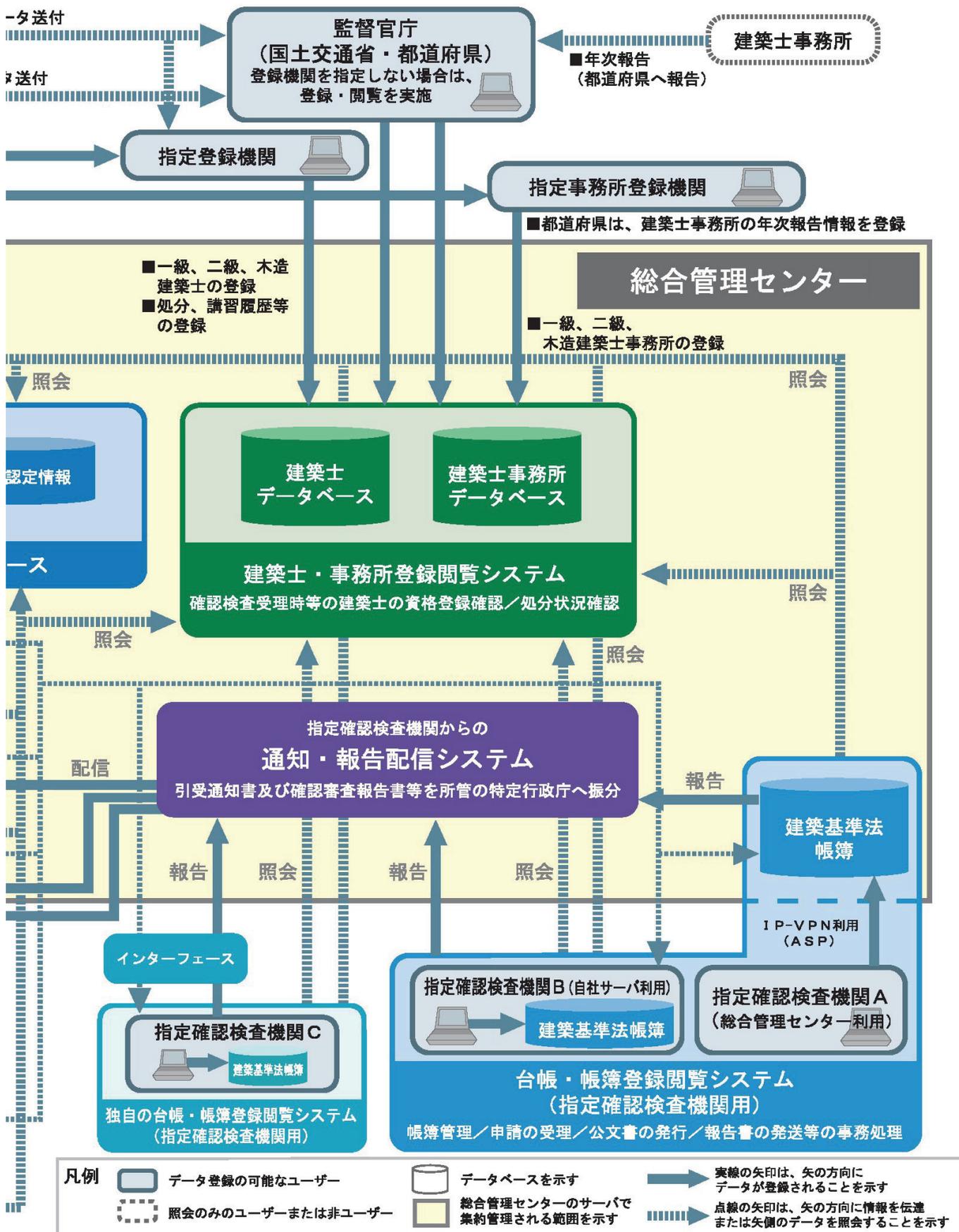
データベースシステムは次の5つのサブシステムから構成され、「総合管理センター」にて統合的に管理運営されています。

1. 台帳・帳簿登録閲覧システム
2. 通知・報告配信システム
3. 建築士・事務所登録閲覧システム
4. 道路情報登録閲覧システム (総合管理センターでの管理運営は将来)
5. 建築基準法令データベース

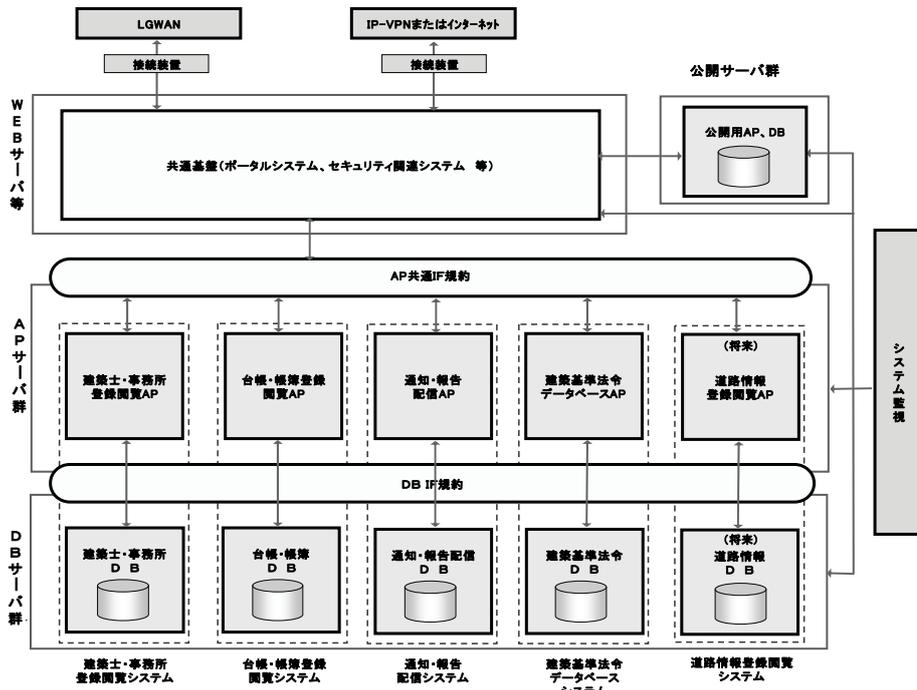
利用者と総合管理センターは専用回線で接続し、高い情報セキュリティーを確保しています。

## 2. 全体構成イメージ

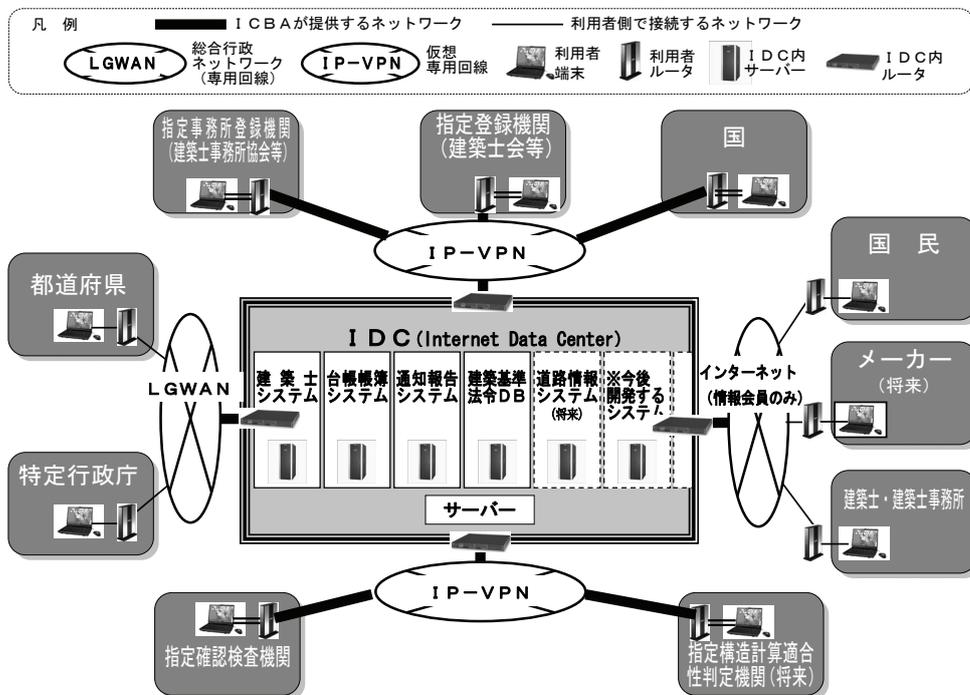




共通基盤と各サブシステムの関係図（イメージ）



ネットワーク構成



## 建築行政共用データベースシステム トップページ

日時 2010年03月17日 21時05分		ログインユーザ 講習会講師さん	ログアウト	ヘルプ
 <b>建築行政共用データベースシステム</b> Database System Shared by Building Administration				
<b>トップページ</b> システムメニュー		<b>お知らせ</b>		
建築士・事務所登録閲覧システム	台帳登録閲覧システム (特定行政庁向)	04月22日 【登録証明書の発行者名変更について】 指定登録機関の指定等により登録証明書等の発行者名の変更が必要な場合は、お早めにサポートデスクまでお知らせ下さい。		
通知・報告配信システム	道路情報登録閲覧システム (工事中)	04月08日 ICBA Webinar のID、パスワードを変更しましたのでお知らせします。 ID: icba Pass: webinar URL: http://www.icba-webinar.jp/ ※ICBA Webinarは操作方法等をご覧いただけるサイトです。 ※インターネットに接続されたパソコンからご利用ください。		
建築基準法令データベース	共用DB掲示板システム	<b>更新情報</b>		
大臣認定データベース		12月14日 【新機能追加のお知らせ】 12月12日、建築士・事務所登録閲覧システムに下記の機能追加を行いました。 建築士システム 建築士字形データの履歴作成 免許証データ出力にて免許証データと宛名データの結合ファイル出力 構造・設備建築士証用データ出力にて士証データと宛名データの結合ファイル出力		
<b>管理メニュー</b>		04月09日 【不具合対応版リリースのお知らせ】 下記の不具合対応版をリリースしました。 ○修正された不具合 ・登録証明書の本文・発行者名の不具合		
組織管理者メニュー	パスワード変更	<b>前回ログイン</b> 2010年03月17日 16時14分		
よくあるご質問				
財団法人建築行政情報センター お問い合わせ ☎ toiwase@icba.or.jp		Copyright © 2008 ICBA All rights reserved.		

表示されるボタン（利用可能な機能）は、契約内容及び各利用者の組織管理者による設定により異なります。

お知らせ欄、更新情報欄により、システムに関する諸情報をリアルタイムにお伝えします。



## 第2章 各サブシステムの概要

# 1. 台帳・帳簿登録閲覧システム

【メインメニュー】

台帳システムメインメニュー 2010年03月17日 21時58分 ログインユーザ: 講習会講師 ヘルプ 開じる

受付 審査 進達 台帳管理 定期報告 その他

検索条件 【現在選択中の処理】 審査→経過管理

受付番号 [ ] 期間 [ ] ~ [ ]  
 地名地番 [ ] 申請者 [ ]  
 申請種別 [ ] 申請対象 [ ] 状態 [審査中]  
 表示順 [受付番号] 昇順 降順 検索 クリア

結果一覧 検索結果 506件(\*検出件数100件まで表示)

No	受付番号	受付年月日	申請者	申請種別	申請対象	法区分	工事種別	審査状態	詳細	編集	追加	削除
21	21確申建築甲乙丙市10042		建築 太郎	確認申請	建築物		新築	審査中	詳細	編集	追加	削除
22	21確申建築甲乙丙市10043	平成22年02月23日	秋山好古	確認申請	建築物	1号	新築	審査中	詳細	編集	追加	削除
23	21確申建築甲乙丙市10048		建築 太郎	確認申請	建築物		新築	審査中	詳細	編集	追加	削除
24	21確申建築甲乙丙市10049		建築 太郎	確認申請	建築物		新築	審査中	詳細	編集	追加	削除
25	21確申建築甲乙丙市10055	平成22年02月25日	江差町	確認申請	建築物		新築	審査中	詳細	編集	追加	削除
26	21確申建築甲乙丙市10056	平成22年02月25日	小池0225	確認申請	建築物		新築	審査中	詳細	編集	追加	削除
27	21確申建築甲乙丙市10058	平成22年02月25日	網走	確認申請	建築物		新築	審査中	詳細	編集	追加	削除
28	21確申建築甲乙丙市10059	平成22年02月25日	山本正人	確認申請	建築物		増築/改築	審査中	詳細	編集	追加	削除
29	21確申建築甲乙丙市10060	平成22年02月25日	函館 太郎	確認申請	建築物	4号	新築	審査中	詳細	編集	追加	削除
30	21確申建築甲乙丙市10061	平成22年02月25日	上川太郎	確認申請	建築物	1号/3号	増築/用途変更	審査中	詳細	編集	追加	削除

財団法人建築行政情報センター 電話: 03-5225-7807 問い合わせ: toiawase@icba.or.jp  
 操作問合わせ: 8時半~19時 システム障害問合わせ: 8時半~19時 (いづれも土日祝祭日等を除く)  
 Copyright © 2008, 2009 ICBA all rights reserved.

【申請情報入力編集及び経過管理画面】

申請詳細 入力・編集 2010年02月26日 12時46分 ログインユーザ: 受講者5 ヘルプ 開じる

メニュー  
 申請データ編集 仕分け 添付ファイル  
 申請データ削除

受付番号 21確申建築甲乙丙市10046  
 受付年月日 平成22年02月23日  
 申請種別 確認申請  
 区分一般 申請対象建築物

内部審査

分類	審査担当者	審査結果	完了年月日	メモ
意匠	意匠 太郎			
構造	構造 二郎			
設備	設備 三郎			
その他	合署先A			

審査経過

内容	担当者
文書の收受を追加 申請者より取止め届	担
決裁	甲乙丙市 主事 太郎
申請者へ決定不可等を送付	事務担当
申請者から補正追加図書を受領	事務担当

申請情報 入力・編集 2010年02月26日 12時46分 ログインユーザ: 受講者5

区分一般 申請内容 確認申請 申請対象 建築物 第一面

物件コピー  特定行政庁(出先機関)へ進達する  入力内容

申請年月日 平成22年2月23日 申請者 浜田 洋二 設計

受付番号 21確申建築甲乙丙市10046 受付年月日

申請手数料	金額
床面積(合計)	142.8
手数料取扱い <input checked="" type="radio"/> 通常 <input type="radio"/> 減額	
確認申請手数料(1)	41.00
手数料(2)	
事務手数料(3)	
還付金(4)	
手数料合計	41.00

財団法人建築行政情報センター 電話: 03-5225-7807 操作問合わせ: 8時半~19時 システム障害問合わせ: 8時半~19時 (いづれも土日祝祭日等を除く)

ページが表示されました

【 台帳システム物件詳細画面 】

物件詳細
2010年02月26日 12時46分
ログインユーザ:受講者5
ヘルプ 閉じる

物件名 浜田レジデンス 保存

建築物名称(漢字) 浜田レジデンス 建築物名称(カナ) ハマダレジデンス

地名地番 東京都新宿区神楽坂

建築物主名(漢字) 浜田 洋二を變更 建築物主名(カナ) ハマダ ヨウジ ロ ヘンコウ

**詳細** ▼ 工事物件 ▼ その他処分 ▼ 定期報告等対象物管理

**・工事物件** 工事物件を紐付け

建築物:新築				閲覧可	工事物件メニュー	処分等の概要書を表示	実行
区分	番号	発行日	交付者	審査元	状態		
確認申請	H21確申建築甲乙丙市00001	平成21年12月24日	甲乙丙市 建築主事 主事 太郎	-	確認済	メニュー	経過管理画面へ遷移 <span style="float: right;">実行</span>

昇降機:				閲覧可	工事物件メニュー	処分等の概要書を表示	実行
区分	番号	発行日	交付者	審査元	状態		
確認申請	H21確申昇降甲乙丙市00003	平成22年01月12日	甲乙丙市 建築主事 主事 太郎	-	確認済	メニュー	経過管理画面へ遷移 <span style="float: right;">実行</span>

**・その他処分**

許可/指定/認定

区分	番号	交付年月日	法令区分	条項番号	確認済証番号		
条例	駐車場00001	平成21年12月21日	東京都条例	4条4項	H21確申建築甲乙丙市00001	詳細	紐付け解除
許可	43許可0001	平成21年12月21日	建築基準法	第43条第1項ただし書	H21確申建築甲乙丙市00001	詳細	紐付け解除

財団法人建築行政情報センター 電話:03-5225-7807 問い合わせ:toiawase@icba.or.jp  
 操作問合わせ:8時半~19時 システム障害問合わせ:8時半~19時 (いずれも土日祝祭日等を除く)

Copyright © 2008, 2009 ICBA all rights reserved.

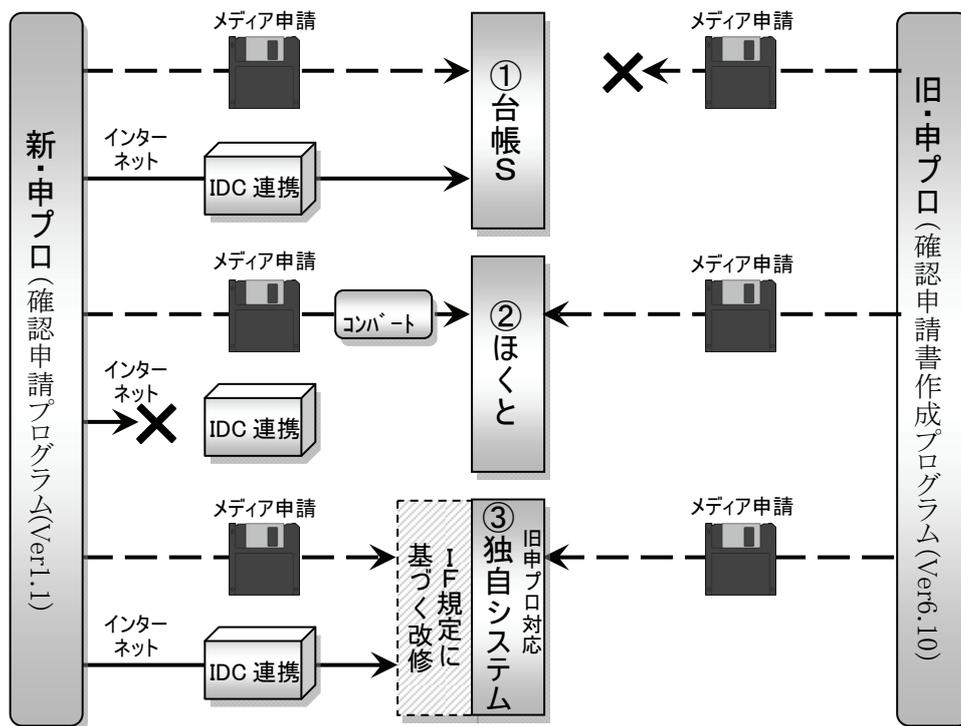
(1) 主な機能と活用事例 (活用方法)

システムの機能一覧 (網掛けは現行システム (ほくと) からの改善点)

機能名称	概要と活用事例 (活用方法)
<p style="text-align: center;">受 付</p>	<p><b>申請受付</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応申請種別 確認、計画変更、中間・完了検査、完了届 (建築物・工作物・設備) 許可、認定、指定、バリアフリー・耐震改修、仮使用承認等 ※定期報告は専用メニューを設置 (下記「定期報告」)</li> <li>・ 受付方法 (次々頁「新旧申プロの受付方法と各システムの関係」参照) 用紙申請、メディア (FD等) 申請 IDCとの連携によるデータ取込みにより、メディア管理手間やウイルス感染のリスクを低減</li> <li>・ 建築士資格チェック 建築士・事務所登録閲覧システムとの連携</li> <li>・ 入力漏れチェック</li> </ul> <p><b>報告受付</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応報告種別 確認引受・及び報告・中間・完了検査引受及び報告 取下げ通知・取止め通知・変更届・任意 (法定外) 報告</li> <li>・ 受付方法 用紙報告、配信システムとの連携による報告データ取込み (報告書受理業務のペーパーレス化)</li> </ul> <p><b>違反台帳作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反内容、発見方法等を登録</li> </ul> <p><b>過去物件登録</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に蓄積した建築計画概要書、処分等の概要書記載情報の登録</li> </ul>
<p style="text-align: center;">審 査</p>	<p><b>経過管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認済証等の公文書印刷</li> <li>・ 印刷用データ出力により独自様式帳票をワープロで簡単に作成</li> </ul> <p><b>帳票一括印刷</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公文書発行可能となっている物件を抽出し、一括印刷</li> </ul>
<p style="text-align: center;">進 達 (県・限特のみ)</p>	<p><b>進達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 限定特定行政庁で入力したデータを県に送付</li> </ul> <p><b>結果通知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県での審査結果を限定特定行政庁に返送</li> </ul>
<p style="text-align: center;">台帳管理</p>	<p><b>建築物 (確認審査等) 台帳</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認検査、定期報告情報の一括管理</li> <li>・ 建築物・工作物・設備 (昇降機) を一括管理</li> <li>・ 新築時の情報、増築時の情報を一括管理</li> <li>・ 受付・審査からの入力データによる建築計画概要書、定期報告概要</li> </ul>

	<p>書、全体計画概要書、処分等の概要書の自動構成</p> <p><b>仮使用承認・安全上の措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮使用承認通知の印刷</li> </ul> <p><b>許可・認定・指定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可・認定・指定の審査結果、許可条件等の管理</li> </ul> <p><b>違反</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違反台帳による措置命令、是正状況等の進捗管理</li> </ul> <p><b>報告台帳</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定確認検査機関からの文書送付履歴の管理</li> </ul>
<p>定期報告 (行政庁のみ)</p>	<p><b>新規作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期報告のベースとなる基本情報の登録</li> </ul> <p><b>台帳検索</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導履歴、不具合等の概要、改善措置等を管理</li> </ul> <p><b>報告書取り込み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期報告地域団体とのデータ連携</li> </ul> <p><b>不具合情報検索・抽出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要（落下、発煙等）、部位、人的被害、原因等による検索</li> <li>・事故物件抽出による既存建築物・昇降機・遊戯施設の安全対策への活用</li> </ul>
<p>その他</p>	<p><b>基本統計</b>（建築基準法施行関係統計調査）、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内データのほか、県下特定行政庁を含む広域のデータを対象とした調査、統計</li> </ul> <p><b>データ抽出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未検査物件の抽出による督促業務の簡素化、実検査率の把握</li> <li>・補正・追加説明の未提出物件の把握</li> <li>・関連法（耐震改修・バリアフリー・省エネ法・長期優良住宅）該当物件抽出</li> <li>・アスベスト該当物件抽出により、アスベスト調査済リストの突合を簡素化</li> <li>・違反物件抽出による違反建築物対策への活用</li> </ul> <p><b>マスタメンテナンス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者固有情報等の事前登録、管理</li> </ul> <p><b>アクセスログ参照</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者毎のシステム利用経過のチェック</li> </ul>

台帳システム、ほくと及び独自システムによる新旧申プロの受付方法



①台帳S

台帳システムは、新・申プロ（確認申請プログラム Ver1.1）にのみ対応しています。新・申プロでは、メディア申請のほか、インターネットを利用したIDCとの連携によるデータ送信が可能です。

②ほくと

ほくとは、旧・申プロ（建築確認申請書作成プログラム Ver6.10）に対応し、新・申プロによるデータは、メディア申請に限り、コンバートプログラムによりファイル変換を行うことによって読み込むことが可能です。

③旧申プロ対応 独自システム

旧・申プロに対応した独自システムでは、IF（インターフェース）規定に基づく改修を行うことにより、台帳システムと同様に新・申プロに対応可能です。

(2) 検討課題

- ア 利用者から頂いた要望に対するシステム改修
- イ 利用予定機関等に操作に関する講習の実施及びサポートの充実
- ウ 概要書の電子化推進

## 2. 通知・報告配信システム

### 【メイン画面】



### 【通知・報告送信画面】

※台帳システムをご利用の場合、この画面によらずに台帳システムから直接送信することができます。



### ■ 送信ファイル選択

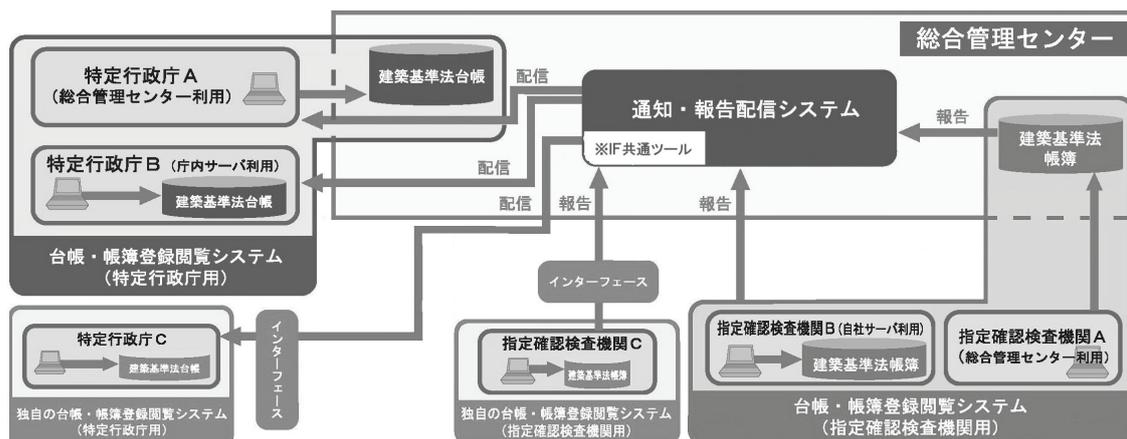


## (1) 主な機能と活用事例（活用方法）

### システムの機能一覧

機能名称	概要と活用事例（活用方法）
送信案件検索	指定確認検査機関が行政庁に報告した物件の一覧 (指定確認検査機関が使用)
受信案件検索	特定行政庁が指定確認検査機関から報告を受けた物件の一覧 (行政庁が使用)
通知・報告送信	通知・報告データの送信（独自システム利用機関向け）
通知・報告受信	通知・報告データの受信（独自システム利用庁向け）
申請データ取得	I D C との連携による申請データ取込み (独自システム利用の指定機関・特定行政庁向け)
組織情報取得	通知・報告配信システムに接続した組織の一覧表示

### 通知・報告配信システムを中心とした特定行政庁及び指定確認検査機関のネットワーク



#### ※「I F 共通ツール」について

平成21年度にご案内していた「I F 共通ツール」は、通知・報告配信システム本体に、「通知・報告送信」、「通知・報告受信」、「申請データ取得」機能として組み込みました。

## (2) 検討課題

ア 独自の台帳・帳簿システム利用者による配信システム利用促進

### 3. 建築士・事務所登録閲覧システム

【メイン画面】（建築士法関係登録事務用）

【メイン画面 及び 建築士照会画面】（確認審査関係資格照会用）

## (1) 主な機能と活用事例（活用方法）

### システムの機能一覧

(※特定行政庁及び指定確認検査機関においては、照会機能（検索及び閲覧）のみ利用可能)

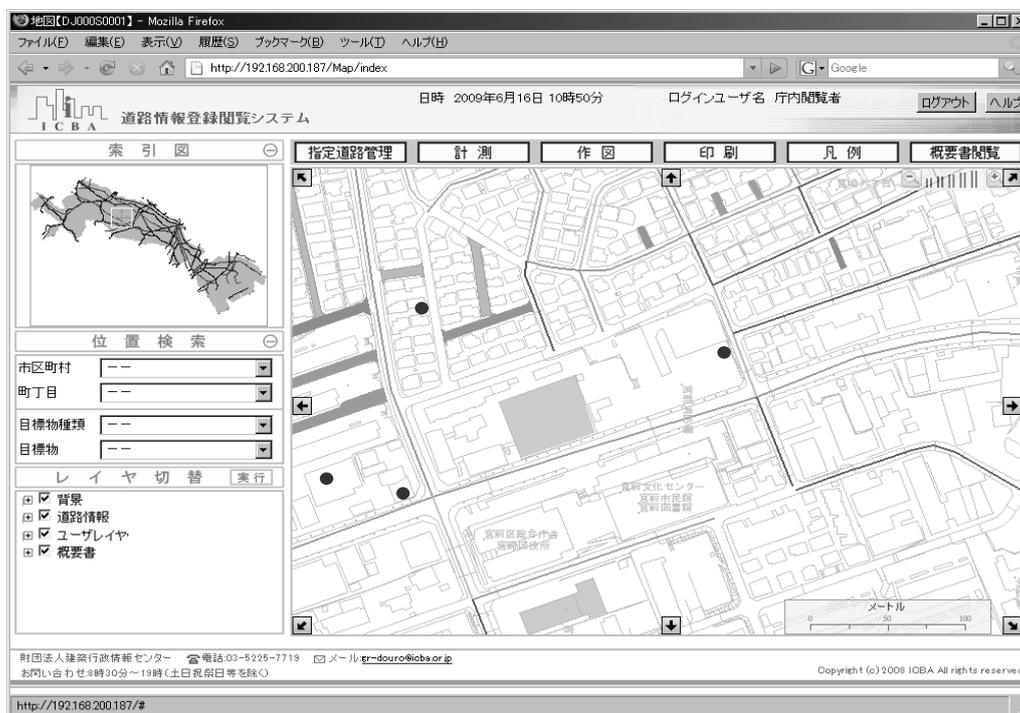
機能名称	概要と活用事例（活用方法）
建築士の登録、検索及び閲覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級、二級、木造建築士名簿等の情報を登録、検索名簿情報（登録番号、処分歴、管理・定期講習の受講歴など）、簿外情報（変更届け履歴 など）</li> <li>・閲覧場所における端末を利用した閲覧</li> <li>・講習会修了者のデータの一括登録 登録講習機関作成の講習会修了者データを、登録機関（士会連合会、都道府県）において一括取り込みすることにより建築士名簿に反映</li> <li>・指定登録機関からの報告事項を画面に表示</li> <li>・建築確認の際の資格審査の実効性確保</li> </ul>
建築士事務所の登録、検索及び閲覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級、二級、木造建築士事務所登録簿等を登録登録簿情報（建築士事務所名、登録番号、処分歴など）、登録簿外情報（立入調査、年次報告 など）</li> <li>・閲覧場所における端末を利用した閲覧</li> <li>・管理建築士の資格要件や専任性のチェック</li> <li>・指定登録機関からの報告事項を画面に表示</li> </ul>
国、都道府県が所有する建築士・事務所情報が一元化されたことによる活用事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士 年代別建築士数 都道府県別の建築士数 重複資格者の把握（一級と二級など）</li> <li>・建築士事務所 管理建築士の専任性の確認 同一会社の事務所数</li> <li>・建築士と事務所とのマッチング 管理建築士講習未受講の管理建築士のいる事務所の把握</li> </ul>

## (2) 検討課題

- ア 国、都道府県の意向による建築士・事務所情報のインターネット閲覧
- イ 建築士免許証明書等の I C カードの有効利用
- ウ 登録講習機関への利用提供
- エ エラー情報（建築士事務所の重複等）の修正

## 4. 道路情報登録閲覧システム

【メイン地図画面】



### (1) 主な機能と活用事例（活用方法）

#### a) 道路S（庁内版＋庁外版）の機能一覧

機能名称		概要と活用事例（活用方法）
庁内版	指定道路図編集	指定道路図の作図・変更，履歴管理
	指定道路調書編集	指定道路調書の作成・編集, GIS から複数頁に分割して第二面の様式でキャプチャ保存，第二面、関係資料・写真等の任意ファイル添付（公開/非公開設定），取消，履歴管理
	指定道路検索	指定道路の項目検索，位置検索
	印刷	法定様式での指定道路図と指定道路調書の印刷
	入出力	指定道路図の指定道路調書を csv や shape 等のファイルでインポート・エクスポート
※ 庁外版	指定道路図表示	WebGISで指定道路図を表示
	指定道路調書表示	WebGISで指定道路調書を表示

※庁内版、庁外版とも、サーバは特定行政庁に設置します。庁外版は、インターネット経由で指定道路情報を'庁外に'公開するための機能です。

b) 道路S（概要書版）の機能一覧

建築計画概要書 表示	台帳S（又は独自S）に投入された建築物の建築計画概要書と 処分等の概要書をGIS上に登録・表示（下図参照） ※WebGISでの概要書表示はできません。
---------------	---

概要書表示のシステム構成バリエーション

①台帳Sの概要書データを道路S（概要書版）の地図情報で検索・表示する場合



②独自台帳Sの概要書データを道路S（概要書版）の地図情報で検索・表示



※独自S側のインターフェース（I/F）改修（指定フォーマットによる概要書データ出力機能の追加）が必要です。

<参考>台帳Sの概要書データを独自道路S（GIS）の地図情報で検索・表示



※道路S（概要書版）の代わりに独自地理情報システム（GIS）を利用する場合、当該GIS側のインターフェース（I/F）改修（指定フォーマットによる概要書データ取込機能の追加）が必要です。

(2) 検討課題

ア 今後の規則や解説、要望に対する改修

## 5. 建築基準法令データベース

### 【 目次画面 】

### 【 条文表示画面 】



## (1) 主な機能と活用事例（活用方法）

### システムの機能一覧

機能名称	概要と活用事例（活用方法）
法令等の検索	<p>建築基準法及び建築士法の法令、政省令等を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令・条項目次検索機能 各法令の章・節・款・条から規定条文を参照できる機能。</li> <li>・用語検索機能 指定した用語を含む条項を検索し、規定条文を参照できる機能</li> <li>・時点検索機能 過去の法令を参照する機能で、施行日を基準として、指定した年月日時点における法令規定内容を参照することによる既存不適格建築物の把握</li> <li>・改正履歴検索機能 制定時から現在に至る改正経過を辿れる機能</li> </ul>
大臣認定書の検索	<p>大臣認定書のうち、認定取得者から公開（審査機関に限る）の同意を得たもの（約5割）を掲載。平成22年度より移行認定も公開開始。</p> <p>建築確認申請における申請者は、ICBAのHPでどの建築材料等が掲載されているかを参照し、当該材料等については、図書の省略が可能。</p>

## (2) 検討課題

- ア 地方公共団体条例等について
- イ 建築審査会情報等の収録
- ウ JIS/JASの収録

(参考)

## 建築行政共用データベースシステム 研修・検証環境（インターネット）の利用方法

建築士・事務所登録閲覧システム及び台帳・帳簿登録閲覧システムは、インターネットに接続されたPCであれば、下記手順にて随時試行的に利用いただくことが可能です。

①インターネットエクスプローラにより、下記URLに接続します。

URL: <https://kksv02.kenchikugyousei-db.jp/ssoatcag>

②ログイン画面が表示されます。

ユーザーID、パスワードを入力し、ログインボタンをクリックします。



※ユーザーID・パスワードについて：組織管理者向けユーザーIDのパスワードを、平成21年夏頃、ICBAより電子メールまたはリーフレットにて連絡しております。ご不明の場合は組織管理者にお尋ねになるか、ICBAサポートデスクにお問い合わせください（パスワード紛失の場合、IDはそのままパスワードの再発行となります）。

③建築行政共用データベースシステム トップページが表示されます。



※各サブシステムに登録されたデータはすべてダミーです。

※建築基準法令データベースの操作ボタンが表示されますが、平成22年5月17日をもって研修・検証環境からの提供は終了しています。

(参考)

## 建築行政共用データベースシステム ICBAウェビナー（インターネット）の利用方法

建築士・事務所登録閲覧システム、道路情報登録閲覧システム及び台帳・帳簿登録閲覧システムについては、下記手順にて動画による操作説明（ICBAウェビナー）を閲覧することが可能です。

①インターネットエクスプローラにより、下記URLに接続します。

URL:http://www.icba-webinar.jp

②ログイン画面が表示されます。

ユーザー名=icba、パスワード=webinar（全利用者共通）を入力し、OKボタンをクリックします。



③ICBA Webinarが表示されます。



④各サブシステムのコンテンツでは、操作手順の動画（アナウンスの字幕表示付き）の閲覧のほか、マニュアル等の関連資料をダウンロードすることができます。



(参考)

## 利用料算定方法の概要

利用料の算定方法の概要は下記のとおりです。  
詳細は、別冊「導入の手引き」をご参照ください。

- (A) 台帳・帳簿登録閲覧システム …… 基本的に定額で設定、一部補正のため従量部分あり  
定額設定：都道府県・政令市等の区分と年間確認件数等に応じて設定
- (B) 通知・報告配信システム …… 確認1件当たり20円～160円  
平成24年度末までは全利用者無料
- (C) 建築士・事務所登録閲覧システム（照会） …… 確認1件当たり200円  
都道府県の建築士・事務所登録閲覧システム（登録）は、別途定額設定
- (D) 建築基準法令データベース …… 1団体当たり8万円  
4条2項設置市は4万円、限定特定行政庁は1万円
- (E) 道路情報登録閲覧システム …… 定額で設定  
定額設定：都道府県・政令市等の区分に応じて設定  
概要書表示機能は、別途定額設定

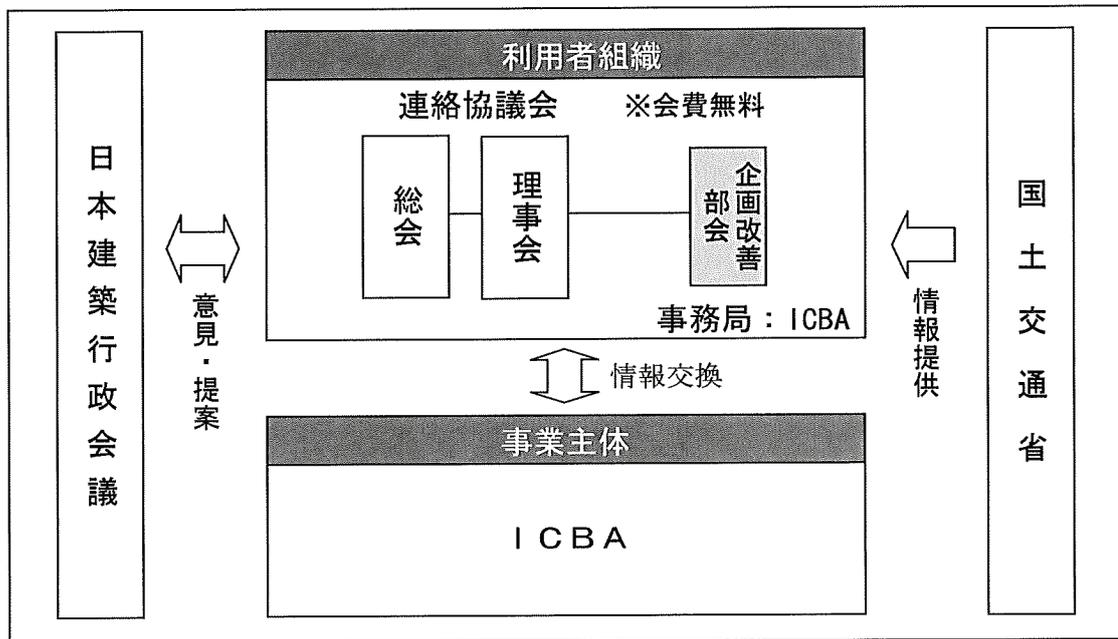
- ・利用料は、A～Eに係る料金を合算した額となります。
- ・「ほくと」から移行する場合、A～Dの利用が必須となります。この場合、平成24年度末までは、A～Dの合算額を、現行「ほくと」の利用に要する料金の95%を上限とします。
- ・「ほくと」未利用庁は、平成24年度末までAを半額とします。
- ・利用料計算のための確認件数等は契約日の2年前の年度のデータを用います。

(参考) 法97条の2に基づく限定特定行政庁でA～Dに要する利用料は、年間5万円程度となります。

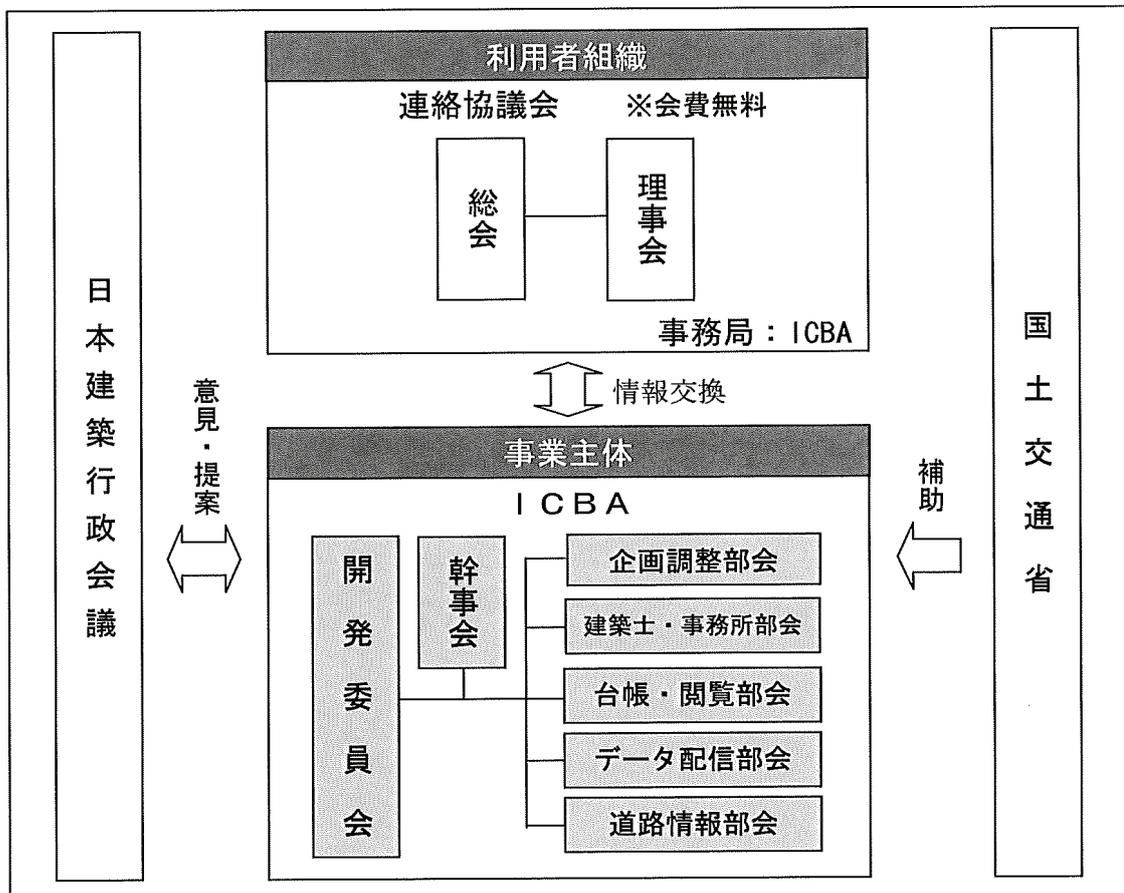
## 第3章 新運営体制の概要（案）

## 1. 新旧運営体制の比較

### ▼新運営体制



### ▼旧運営体制



## 2. 運営体制見直しのポイント

### (1) 趣旨

これまでは、会員の意見等を成果物に反映させ、よりよいシステムの構築の実現を目的として、情報交換及び意見収集を行ってきました。

システム構築後は、実際の利用者が主体となり、システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、情報交換及び意見収集を行い、事業主体たるICBAに利用者の意思を伝達するのが望ましいと考えられます。

また、会則によると、役員任期は平成21年度限りとされているため、平成22年度以降の役員構成及び任期についても、利用者団体を中心として適切に定める必要があります。

### (2) 活動のイメージ

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的とした利用者の活動として、例えば、各サブシステムの機能改善項目の優先度判定、法改正等におけるサブシステム運用方法とその周知策検討、データベース拡充のための利用者拡張(構造計算適判など)における利用料負担の意見調整、啓蒙・教育のための研修会等開催方針の検討が挙げられます。

これらを具体的に検討する場として、理事会配下に部会を設け、年数回開催する。また、法改正対応など機動的に検討を進める必要がある場合は、部会配下にワーキングを設置して対応することとします。

### (3) 役員構成

日本建築行政会議との連携と、役員負担軽減を考慮し、日本建築行政会議の役員を中心に、適宜利用者団体からも選任した構成とします。

### (4) 新体制への移行スケジュール

平成21年度

3月23日 第8回連絡協議会理事会 会則改正案及び新役員案の承認

平成22年度 ※以下、日程延期につき未開催

4月28日 第8回連絡協議会総会 会則改正決議、新役員選任決議  
会長・副会長選任決議  
活動方針説明  
臨時理事会 新役員顔合わせ  
活動方針の確認

新体制による活動開始

### 3. 連絡協議会 新旧役員及びJCBA役員 対照表

	JCBA(現在)			共用DB連絡協議会(旧)			共用DB連絡協議会(平成22年度)		
	役職	団体名・役職		役職	団体名・役職		役職	団体名・役職	
1	会長	東京都	市街地建築部長	会長	東京都	市街地建築部長	会長	東京都	市街地建築部長
2	副会長	大阪府	技監	副会長	大阪府	技監	副会長	大阪府	技監
3	理事	北海道	建築指導課長	理事	北海道	建築指導課長	理事	北海道	建築指導課長
4	理事	宮城県	建築宅地課長	理事	宮城県	建築宅地課長	理事	宮城県	建築宅地課長
5	理事	愛知県	建築指導課長	理事	愛知県	建築指導課長	理事	愛知県	建築指導監
6	理事	兵庫県	建築指導課長	理事	兵庫県	建築指導課長	理事	兵庫県	建築指導課長
7	理事	広島県	建築課長	理事	広島県	建築課長	理事	広島県	建築課長
8	理事	福岡県	建築指導課長	理事	福岡県	建築指導課長	理事	福岡県	建築指導課長
9	理事	横浜市	建築企画課長	理事	横浜市	建築企画課長	理事	横浜市	建築企画課長
10	理事	大阪市	建築確認担当課長	理事	大阪市	建築確認担当課長	理事	大阪市	建築確認担当課長
11	理事	GBRC	副理事長	理事	GBRC	副理事長	理事	GBRC	副理事長
12				理事	建築検査機構	代表取締役	オブザーバー	建築検査機構	代表取締役
13				理事	国土交通省	建築指導課長	オブザーバー	国土交通省	建築指導課長
14				理事	国土交通省	市街地建築課長	オブザーバー	国土交通省	市街地建築課長
15				理事	関東地整	建政部長	オブザーバー	関東地整	建政部長
16				理事	近畿地整	建政部長	オブザーバー	近畿地整	建政部長
17	副会長	神奈川県	県土整備部次長	理事	神奈川県	建築指導課長	理事	神奈川県	建築住宅部長
18	副会長	BCJ	理事長	理事	BCJ	理事	理事	BCJ	理事長
19	副会長	日本ERI	代表取締役会長	理事	日本ERI	専務取締役	理事	日本ERI	代表取締役会長
20	理事	静岡県	建築住宅局長				理事	静岡県	建築安全推進課長
21	理事	山口県	建築指導課長				理事	山口県	建築指導課長
22	理事	ビューローヘリタス	確認審査部長				理事	ビューローヘリタス	品質管理部長
23	理事	和歌山市	建築指導課長				理事	和歌山市	建築指導課長
24	理事	北九州市	建築指導課長				理事	北九州市	建築審査課長

## 4. 連絡協議会 加入状況

平成22年10月31日現在

都道府県区域	特定行政庁							指定確認検査機関				建築士法関係			その他	合計
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	計	建築士会	事務所協会	計		
北海道	1	1	0	2	14	0	18	0	0	3	3	0	1	1	0	22
青森県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	1	1	1	1	2	0	7
岩手県	1	0	1	0	6	0	8	0	0	1	1	0	0	0	0	9
宮城県	1	1	0	2	0	0	4	0	0	2	2	0	0	0	0	6
秋田県	1	0	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	1	1	0	4
山形県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	4
福島県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	1	1	2	0	7
茨城県	1	0	0	5	0	0	6	0	1	2	3	1	0	1	0	10
栃木県	1	0	1	6	0	0	8	0	0	1	1	1	0	1	0	10
群馬県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	1	1	2	0	6
埼玉県	1	1	2	3	16	0	23	0	0	2	2	1	1	2	0	27
千葉県	1	1	5	3	11	0	21	0	2	1	3	0	0	0	0	24
東京都	1	0	1	2	0	19	23	11	5	2	18	1	2	3	1	45
神奈川県	1	2	3	7	0	0	13	3	2	2	7	1	1	2	0	22
新潟県	1	1	0	3	0	0	5	0	0	2	2	1	0	1	0	8
富山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	1	1	2	0	5
石川県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	4
福井県	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	3
山梨県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	4
長野県	0	0	1	1	2	0	4	0	0	1	1	1	1	2	0	7
岐阜県	1	0	1	2	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
静岡県	1	2	1	3	7	0	14	0	0	1	1	0	1	1	0	16
愛知県	1	1	5	0	11	0	18	0	0	1	1	0	1	1	0	20
三重県	1	0	1	4	1	0	7	0	0	1	1	0	0	0	0	8
滋賀県	1	0	1	6	0	0	8	0	1	1	2	0	1	1	0	11
京都府	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	4
大阪府	1	2	6	5	0	0	14	2	7	1	10	0	0	0	0	24
兵庫県	1	1	2	3	0	0	7	0	3	2	5	0	1	1	0	13
奈良県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	0	0	0	1	1	0	5
和歌山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
鳥取県	1	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
島根県	1	0	0	2	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
岡山県	1	0	1	5	0	0	7	0	0	0	0	1	0	1	0	8
広島県	1	1	1	2	1	0	6	1	1	1	3	1	0	1	0	10
山口県	1	0	0	3	4	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
徳島県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
香川県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	3
愛媛県	1	0	1	3	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
高知県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	3
福岡県	1	2	1	1	0	0	5	0	1	1	2	0	1	1	0	8
佐賀県	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	1	1	0	4
長崎県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	1	1	0	6
熊本県	1	0	1	1	0	0	3	0	0	2	2	0	0	0	0	5
大分県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	1	1	0	8
宮崎県	1	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
鹿児島県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	1	1	0	5
沖縄県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	0	0	0	7
会員機関合計	46	16	49	97	89	19	316	17	25	42	84	13	22	35	1	436
機関総数	47	18	65	138	154	23	445	20	36	69	125	48	48	96	1	667
入会率	98%	89%	75%	70%	58%	83%	71%	85%	69%	61%	67%	27%	46%	36%	-	65%

## 5. 連絡協議会 会則 新旧対照表

旧	新（案）
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(名 称) この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>(目 的) 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の構築段階から会員相互の情報交換及び意見収集の場を確立し、それを反映させた建築行政分野におけるよりよいシステムの構築を実現することを目的とする。</p> <p>(活 動) 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 共用DBに関する情報提供</li> <li>二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ</li> <li>三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動</li> </ol> <p>(会員の資格) 会員は、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 国土交通省</li> <li>二 都道府県</li> <li>三 建築主事を置く市町村及び特別区</li> <li>四 指定確認検査機関</li> <li>五 その他、本会が必要と認める者</li> </ol> <p>(会員の権利) 会員の権利は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を1団体につき1有す</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(名 称) この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>(目 的) 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用DBの運営主体との情報共有を図り、もって共用DBの永続的な改善と普及に資することを目的とする。</p> <p>(活 動) 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 共用DBに関する情報提供</li> <li>二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ</li> <li>三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動</li> </ol> <p>(会員の資格) 会員は、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 国土交通省</li> <li>二 都道府県</li> <li>三 建築主事を置く市町村及び特別区</li> <li>四 指定確認検査機関</li> <li>五 建築士法関係機関</li> <li>六 その他、本会が必要と認める者</li> </ol> <p>(会員の権利) 会員の権利は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を1団体につき1有す</li> </ol>

第3章 新運営体制の概要（案）

旧	新（案）
<p>る。なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。</p> <p>二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。</p> <p>第2章 役員</p> <p>(役員の種類及び選任)</p> <p>第6条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>一 会長 1名</p> <p>二 副会長 1名</p> <p>三 理事 10名以上20名以下</p> <p>2 理事は、総会において選任する。</p> <p>3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第8条 役員の任期は、平成21年度限りとする。</p> <p>2 補欠又は増員のため就任した役員の任期は、在任者の残任期間と同</p> <p>一とする。</p> <p>第3章 会議</p> <p>(会議)</p> <p>第9条 会議は、総会及び理事会とする。</p> <p>(総会)</p> <p>第10条 総会は、会員をもって構成する。</p>	<p>る。なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。</p> <p>二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。</p> <p>第2章 役員</p> <p>(役員の種類及び選任)</p> <p>第6条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>一 会長 1名</p> <p>二 副会長 1名</p> <p>三 理事 10名以上20名以下</p> <p>2 理事は、総会において選任する。</p> <p>3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員のため就任した役員の任期は、在任者の残任期間と同</p> <p>一とする。</p> <p>3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。</p> <p>第3章 会議</p> <p>(会議)</p> <p>第9条 会議は、総会及び理事会とする。</p> <p>(総会)</p> <p>第10条 総会は、会員をもって構成する。</p>

旧	新（案）
<p>2 総会は、次の事項を議決する。</p> <p>一 共用DB構築の基本的事項に関する提案</p> <p>二 会則の改正</p> <p>三 その他本会の運営に関すること</p> <p>（理事会）</p> <p>第11条 理事会は、役員をもって構成する。</p> <p>2 理事会は、次の事項を決定する。</p> <p>一 総会に付議すべき事項</p> <p>二 総会で決定した事項の執行に関すること</p> <p>三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること</p>	<p>2 総会は、次の事項を議決する。</p> <p>一 共用DB運用の基本的事項に関する提案</p> <p>二 会則の改正</p> <p>三 その他本会の運営に関すること</p> <p>（理事会）</p> <p>第11条 理事会は、役員をもって構成する。</p> <p>2 理事会は、次の事項を決定する。</p> <p>一 総会に付議すべき事項</p> <p>二 総会で決定した事項の執行に関すること</p> <p>三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること</p> <p>3 理事会は、<u>本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。</u></p>
<p>（会議の招集、開催）</p> <p>第12条 会議は、会長が招集する。</p> <p>2 総会は、原則として毎年度2回開催する。</p> <p>3 理事会は、会長が必要と認めたととき開催する。</p> <p>（議長）</p>	<p>（会議の招集、開催）</p> <p>第12条 会議は、会長が招集する。</p> <p>2 総会は、原則として毎年度2回開催する。</p> <p>3 理事会は、会長が必要と認めたととき開催する。</p> <p>（議長）</p>
<p>第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>（定足数）</p> <p>第14条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。</p> <p>（議決）</p>	<p>第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>（定足数）</p> <p>第14条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。</p> <p>（議決）</p>
<p>第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。</p> <p>2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。</p> <p>（代理表決等）</p> <p>第16条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p>	<p>第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。</p> <p>2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。</p> <p>（代理表決等）</p> <p>第16条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p>

第3章 新運営体制の概要（案）

旧	新（案）
<p>第4章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第17条 協議会の事務を処理するため、財団法人建築行政情報センターに事務局を置く。</p> <p>2 本会の運営経費は、事務局が負担する。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第18条 この会則の施行に關して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。</p> <p>(附則)</p> <p>この会則は、平成19年7月26日から施行する。</p>	<p>第4章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第17条 協議会の事務を処理するため、財団法人建築行政情報センターに事務局を置く。</p> <p>2 本会の運営経費は、事務局が負担する。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第18条 この会則の施行に關して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。</p> <p>(附則)</p> <p>この会則は、平成19年7月26日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 平成22年度に限り、会則第8条第1項の規定による役員の任期は、1年とする。</u></p> <p><u>第2条 この会則は、平成22年11月12日から施行する。</u></p>

本資料に関するお問い合わせ

財団法人建築行政情報センター

企画部（担当 福田・宮本・目黒・久保）

TEL03-5225-7706 dbinfo@icba.or.jp

平成 22 年 11 月 1 日版

# 住宅・建築物安全ストック形成事業 既存民間建築物に係るデータベースの作成 補助事業対応確認台帳等入力支援ツールのご案内

平成 22 年 10 月 1 日  
財団法人建築行政情報センター  
建築行政研究所

ICBA では、アスベスト台帳等の整備のデータベース作成がスムーズかつ品質が高いものとなるように、「アスベスト補助金」に対応した確認台帳等入力支援ツールの提供を開始いたしました。

なお、現在、国土交通省においては、アスベスト対策に係る建築物台帳のデータベース作成費用について、補助率 10/10 としております(限度額なし)。

## ■ ツールの画面イメージ

本ツールには、確認台帳等を入力する画面、入力した台帳を検索・表示する画面、入力選択肢を追加・整備できる画面、入力担当者の入力状況を管理する画面等があります。

建築支援システム

〇〇県

ホーム 物件管理 マスターデータ管理 ユーザー管理 ログアウト

ホーム 物件管理 物件新規登録

物件新規登録

こんにちは、〇〇〇さん

- ホーム
- 物件管理
- マスターデータ管理
- ユーザー管理
- 登録情報変更
- パスワード変更
- ログアウト

審査・報告種別※  審査  報告 申請区分※  確認申請  計画変更

受付※ 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

受付番号※ [ ]

確認 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

申請者氏名 [ ]

申請者住所 東京都 [ ] 市区郡 [ ]

用途 [ ] 規模(延べ床面積) [ ]

種別(工事種別)  新築  増築  改築  その他 [ ]

地上階数 [ ] 地下階数 [ ]

構造  W  S  RC  SRC  その他 [ ]

建築地地番地名 東京都 [ ] 市区郡 [ ]

設計者氏名 [ ]

## ■ ツールの利用環境

パソコン上に特別なソフトをインストールする必要は一切ございません。

インターネット環境があれば、ブラウザにてすぐに利用可能です。

※ブラウザについては、IE8、Firefox3をお勧めいたします(その他のブラウザ(IE7 等)でも動作は可能です)。

## ツールの特徴

- 大量のデータを一定のルール(入力制限や必須項目の設定)の元に、**確実かつ迅速な入力**が可能です。
- 建築士等情報は一度入力すれば二回目以降簡単に入力ができるなど、**補助機能も充実**しています。
- 択一選択、複数選択等の項目や表示順番を整備する画面を実装しています。
- 入力項目については、それぞれの特定行政庁の確認台帳に応じて**カスタマイズ**いたします。
- 作業の流れを「入力済」→「チェック済」のように**ステータスで管理**することが可能です。ステータスは作業し易いように変更できます。
- 入力後、入力内容の確認を、別の担当者が行う場合などに**専用のフラグの設定**も可能です。さらに、必要に応じて、行政庁の担当者が**お手元のパソコンにおいて容易に修正**が可能です。
- どの利用者が何を入力したか、1日何件入力したか、何時作業を行ったのかなど、**作業進捗状況の管理**や作業する方の**勤怠管理**も容易です。
- 複数の場所、あるいは定まった時間外で入力作業を実施する場合など、**トータルの作業管理**が容易です。
- 入力データは暗号化され、インターネット回線を利用してセキュリティのしっかりしたサーバに格納されるとともに、毎日のデータは**自動的にバックアップ**されますので、不測の事態にも安心です。
- 作業環境の**IPアドレスを制限**することが可能ですので、その環境以外のコンピュータではログインすることができません。さらに、細かい権限設定で、入力データを**ダウンロードする権限を持つ人を限定**できます。
- 本ツールを利用すれば確認台帳のデータ参照が容易です(**閲覧権限のみの設定も可能**です)。

※入力項目が多い場合、複雑な場合、個別のオーダーがある場合、利用者が多い場合等、別途ご相談に応じます。

## 所要費用

データの品質を高め、手戻り作業をなくすため、以下の(1)入力支援ツールのご利用と、(2)データ変換(中間ファイル作成)及び共用DBへのデータ投入はセットでお申し込みいただくことを推奨致します。

- (1)入力支援ツールカスタマイズ費用 : 個別見積りによる(※1)
- (2)中間ファイル作成及び共用DBデータ投入費用 : 個別見積りによる(※2)

(※1)特定行政庁により確認台帳での管理項目が違うため、個別にカスタマイズさせていただいております。そのため、全て個別見積りとしております。

(※2)上記(1)で入力したデータの中間ファイル作成及び共用DBへのデータ投入を基本としておりますが、既にお持ちのCSVデータ(テキストデータ)につきましても対応致しますので、個別にご相談ください。

入力支援ツールについては、機能・項目数・利用期間・利用人数等について個別にご相談に応じます。また、継続的な利用をご希望の場合にも、個別にお見積りをさせていただきますので下記までお問い合わせください。

なお、「建築計画概要書」等の入力ツールもございます。ご利用希望があれば、個別にご相談ください。

### 問合せ先

ICBA 財団法人建築行政情報センター  
建築行政研究所 磯永、左海 E-mail: [gr-kenkyu@icba.or.jp](mailto:gr-kenkyu@icba.or.jp)  
TEL:03-5206-6132(直通)  
TEL:03-5225-7701(代表)